

商品概要説明書

J A 飼料用米対応資金

(平成28年4月1日現在)

商品名	J A 飼料用米対応資金
ご利用いただける方	<p>【個人・法人等】(以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員 (正組合員、准組合員) の方。○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ埼玉県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 飼料用米に関する生産年の水田活用の直接支払交付金交付までのつなぎ資金。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 飼料用米に関する水田活用の直接支払交付金に関して支払われる交付金相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として、生産年の交付金交付期限である生産年翌年の3月末までとします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○ 指定された貯金口座にご入金された資金 (水田活用の直接支払交付金) 等により、ご返済いただきます。
担保	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として、担保は不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として、保証人は不要です。○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none">○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県 J A バンク相談所 (電話: 048-823-7231) でも、苦情等を受け付けております。○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合または埼玉県 J A バンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県 J A バンク相談所にお申し出ください。)

その他	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="389 94 1361 219">○ お申込みに際しては、当 J A において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。<li data-bbox="389 237 1361 313">○ ご返済額の試算等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	---